

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	6	担当課	土木管理課
法令名	採石法	根拠条項	32の10-1	不利益処 分の種類	登録の取消し等	
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第32条の4第1項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>二 第32条の4第1項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。</p> <p>三 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第33条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。</p> <p>五 第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。</p> <p>六 不正の手段により第32条の登録を受けたとき。</p>						